

農業生産工程管理推進事業（GAP認証取得拡大支援事業・畜産GAP認証取得拡大支援事業）の運用について

平成30年6月26日付け食政第259号食の安全推進監通知
一部改正：平成31年4月26日付け食政第102号食の安全推進監通知
一部改正：令和2年6月18日付け食政第247号食の安全推進監通知
一部改正：令和4年5月30日付け食政第163号食の安全推進監通知
一部改正：令和5年5月29日付け食政第244号食の安全推進監通知
一部改正：令和6年5月20日付け食政第287号食の安全・みどりの農業推進監通知

第1 趣旨

この運用は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長及び3畜産第1993号畜産局長通知。）、農業生産工程管理推進事業補助金交付事務取扱要領（平成30年6月11日付け食政第218号食の安全推進監通知。以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、取扱要領別表1の2に規定するGAP認証取得拡大支援事業及び取扱要領別表1の4に規定する畜産GAP認証取得拡大支援事業の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援対象

支援の対象となるGAP認証は、GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP及びJGAPとする。ただし、畜産GAP認証は、GLOBAL G.A.P.及びJGAP 畜産とする。

第3 事業実施計画書の作成、提出

取扱要領第1の規定に基づき、本事業を実施しようとする者は、運用第1号様式により、事業実施計画書を作成するものとし、その提出期限は、別に定める日とする。

第4 事業実績の報告

事業実施主体は、取扱要領第17条に規定する実績報告書を提出するときは、認証書の写しを添付するものとする。実績報告時点で認証書が発行されていない場合は、発行された後速やかに提出するものとする。

第5 事業成果の公表

事業実施主体の取組については、道が開催する研修会等で紹介することができるものとする。

第6 事業成果の継続報告

事業実施主体は、事業実施年度を含めて3年間、継続して認証取得を維持していることを報告するものとする。報告は、運用第2号様式により、毎年度末までに行う。
なお、GAP認証取得拡大支援事業についてはこの限りではない。

第7 その他

この運用に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 6 月 1 8 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4 年 5 月 3 0 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 5 月 2 0 日から施行する。